

# 最低賃金引上げの支援策

～申請をご検討ください～

## 業務改善助成金

令和6年度の受付は

令和7年1月31日

で終了しました

## キャリアアップ助成金

(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）  
1事業所あたりの上限は100人分

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

※業務改善助成金とキャリアアップ助成金は併給調整の対象となる場合があります。

業務改善助成金に関しては  
秋田労働局 雇用環境・均等室まで  
お問い合わせください。

☎ 018-862-6684

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金に関しては  
秋田労働局 職業安定部 訓練課まで  
お問い合わせください。

☎ 018-883-0006

キャリアアップ助成金

検索

